資料１

# 第２期
# たつの市子ども・子育て支援事業計画
# （素案）

※本案は、現段階における事業計画の構成及び要点を示すものであり、たつの市子ども・子育て会議での意見や庁内関係課との協議を踏まえながら適宜変更・修正を行います。

# 目　次

**第１章　計画の策定にあたって…… 1**

1　計画策定の背景及び趣旨 …… 1
2　子ども・子育て支援新制度をめぐる動向 …… 2
3　計画の性格と位置づけ …… 3
4　計画の期間…… 3
5　計画の策定体制…… 4

**第２章　子ども・子育てを取り巻くたつの市の現状…… 5**

1　人口等の動向…… 5
2　教育・保育施設における児童数の推移 …… 10
3　アンケート調査結果からみられる現状 …… 12

**第３章　計画の基本的な考え方…… 13**

1　基本理念 …… 13
2　基本的な視点…… 13
3　基本目標 …… 15
4　施策の体系…… 16

**第４章　施策の展開…… 17**

基本目標１　家庭を基本とした子どもの心身の健やかな成長 …… 17
〔施策の方向１〕子どもと親の健康保持及び増進…… 17
〔施策の方向２〕ワーク・ライフ・バランスの実現…… 20

基本目標２　すべての子育て家庭を支援する地域づくり …… 21
〔施策の方向１〕子育て支援サービスの充実 …… 21
〔施策の方向２〕子育て家庭への経済的支援の充実…… 24

基本目標３　子どもが心豊かに成長できる教育の充実…… 26
〔施策の方向１〕子どもの成長を支える教育の充実…… 26
〔施策の方向２〕家庭や地域の教育力の向上 …… 28

基本目標４　安心して子育てができる生活環境の整備…… 31
〔施策の方向１〕子育てを支援する生活環境の整備…… 31
〔施策の方向２〕地域で取り組む子どもの安全の確保…… 33

**第５章　子ども・子育て支援事業の推進（資料 2）…… 35**

1　教育・保育提供区域の設定 …… 35
2　「量の見込み」と「確保方策」を検討する項目…… 35
3　教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の整備 …. 35

**第６章　計画の推進に向けて …… 36**

1　計画の進捗管理…… 36
2　計画推進に向けた関係機関の役割…… 36

**資料編 …… 37**

# 第１章　計画の策定にあたって

## １　計画策定の背景及び趣旨

近年、急速な少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化などに伴い、子ども同士の交流の機会が減少することで子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子どもの健やかな育ちへの影響が懸念されるとともに、子育ての孤立化により、育児への不安感や負担感が増大しています。また、女性の社会進出の拡大や就業形態の多様化により保育ニーズの必要性も高まっています。

このような状況を打開するため、国では、平成24年８月に子ども・子育て関連３法（「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法」）を成立、平成27年度からは「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせるなど、少子化に歯止めをかけ、次代の社会を担う子どもを健やかに生み育てる環境整備を図るためのさまざまな取組みを推進しています。

新制度においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、幼児期の教育・保育の質・量の充実のほか、保護者の働き方や地域ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を推進することとされ、具体的には、認定こども園の普及、小規模保育や家庭的保育などの充実、親子同士の交流や相談の場（地域子育て支援拠点）や放課後児童クラブの充実などに取り組むこととなっています。

本市では、住民の教育・保育や子育て支援の多様なニーズに応え、妊娠・出産期から学童期に至るまでの子ども・子育て家庭への切れ目のない支援を総合的、計画的に推進するため、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年３月に「たつの市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第１期計画」）を策定しました。

第１期計画では、子育て家庭の保育ニーズに対応するための教育・保育施設をはじめ、保護者が子育てへの不安を感じることがないよう、地域での相談体制や親子が交流できる機会の充実など、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境整備に向けて、さまざまな取組みを進めてきました。

第１期計画が令和元年度末をもって終了することから、第１期計画での成果と課題、子育て家庭の子ども・子育て支援に関するニーズなどを踏まえ、基本指針の改正方針及び「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」（令和元年10月1日施行）の事項を盛り込んだ「第２期たつの市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」）を策定します。

## 2　子ども・子育て支援新制度をめぐる動向

わが国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講じる「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が令和元年10月１日に施行されました。

【子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の概要】

１　基本理念

子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。

２　子育てのための施設等利用給付の創設

（１）対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、支給要件を満たした子供が対象施設等を利用した際に要する費用を支給する。

①対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の認可を受けた者を対象とする。

②支給要件

・3 歳から 5 歳まで（小学校就学前まで）の子供
・0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

（２）費用負担

本給付に要する費用は、原則、国が 2 分の 1、都道府県が 4 分の 1、市町村が 4 分の 1

【参考】国における子ども・子育て支援をめぐる最近の動き

◎「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」の施行（平成26年4月23日）

・ひとり親家庭への支援を拡充、子どもの貧困対策に対応するため、母子及び寡婦福祉法を含む法改正

◎「子育て安心プラン」（平成 29 年 6 月 22 日）

・令和元年度末までに待機児童を解消（遅くとも令和 2 年度末までに全国の待機児童を解消）
・令和 4 年度末までに女性の就業率 80%に対応できる 32 万人分の保育の受け皿の整備等を推進

◎「児童福祉法」の改正（平成28年、平成29年）

・理念規定の改正
・家庭養育の実現と永続的解決（パーマネンシー保障）、施設の抜本的改革、児童相談所と一時保護所の改革、中核市・特別区における児童相談所設置支援、市区町村の子ども家庭支援体制構築への支援策などを規定

◎子ども・子育て支援法第 60 条に定める「基本指針」の改正（令和元年 6 月）

・幼児教育アドバイザーの配置・確保及び幼児教育センターの体制整備
・外国につながる幼児への支援・配慮
・児童福祉法改正等による社会的養育・児童虐待防止対策に係る改正に関する事項について見直し
・新・放課後子ども総合プランを踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について追記

## 3　計画の性格と位置づけ

〔１〕法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置付けられるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援市町村行動計画」と一体的に策定します。すべての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、幼児教育・保育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するものです。

〔２〕上位・関連計画における位置づけ

本計画は、子どもとその家庭に関わる施策を体系化し、保健・医療、福祉、教育、住宅、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図るものです。

本市のまちづくりの最上位計画である「第２次たつの市総合計画」におけるまちづくりの将来像「みんなで創る快適実感都市「たつの」」の実現に向けて、子育て支援策を推進するための計画に位置づけられるとともに、第２期たつの市地域福祉計画、たつの市第3次障害者計画・第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画、たつの市健康増進計画・食育推進計画（第3次）など、市の他の計画などとの整合を図ります。

## 4　計画の期間

本計画は、令和２年度を初年度として、令和６年度までの５年間を計画期間とします。

また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年において見直しを行います。

## 5　計画の策定体制

### 〔１〕市民ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、「幼児教育・保育、地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」の設定に必要な「今後の利用希望」を把握し、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、０～５歳就学前児童及び小学校低学年のお子さんのおられる家庭に「子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

### 〔２〕子ども・子育て会議の設置

この計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「たつの市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

### 〔３〕パブリックコメントの実施

計画素案の段階で幅広く市民の意見を募り、計画へ反映するため、パブリックコメントを実施しました。

＜実施期間＞　令和２年●●月●●日 ～ 令和２年●●月●●日

＜実施方法＞　市ホームページ、児童福祉課・各総合支所等での公表

＜提出意見＞　０件

# 第２章　子ども・子育てを取り巻くたつの市の現状

## １　人口等の動向

### 〔１〕人口の推移

本市の人口推移と推計をみると、総人口では2015年（平成27年）の79,072人から、第１期計画の最終年度である2019年（令和元年）では76,600人と、約2,500人減少しています。

2020年（令和２年）以降の推計人口でも、年々減少していくと推測され、本計画の最終年度である2024年（令和６年）には72,563人と、約4,000人の減少が推測されます。

また、年齢３区分別人口構成の推移をみると、０～14歳・15～64歳の人口割合がゆるやかに減少しているのに対し、65歳以上の人口割合が増加しており、少子高齢化が進行しています。

＜年齢３区分別人口数の推移＞　資料（実績）：住民基本台帳（各年3月31日現在）　（推計）：コーホート変化率法

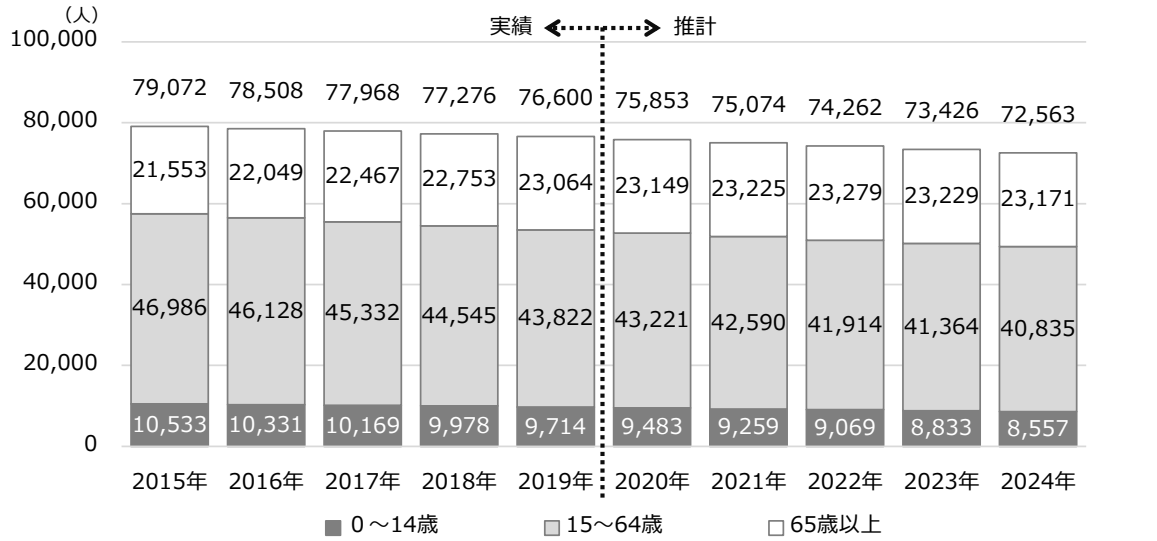


＜年齢３区分別人口割合の推移＞

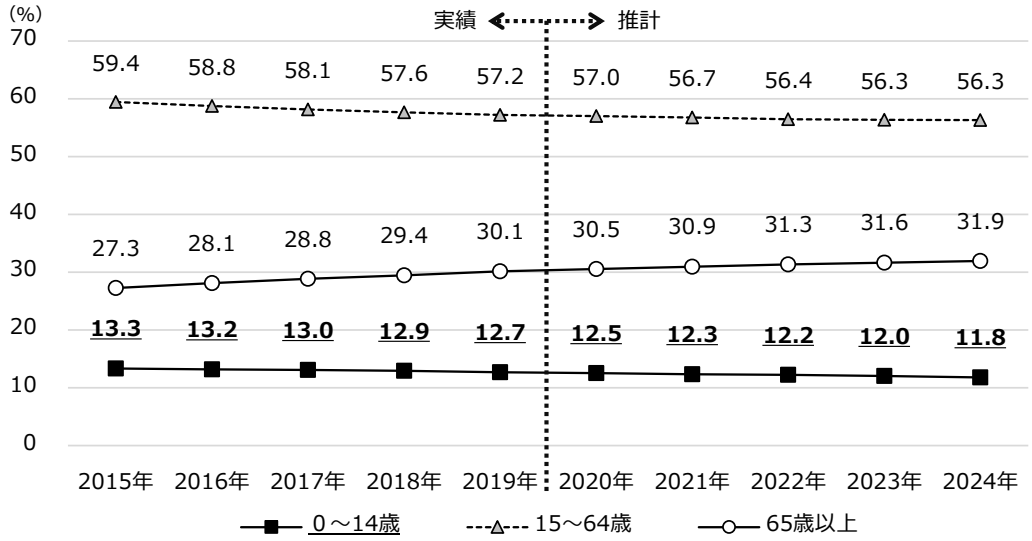

## ●　子どもの人口の推移　●

０歳から５歳の子どもの人口は、総人口の推移と同様に2015年（平成27年）以降減少しており、第１期計画の最終年度である2019年（令和元年）では3,483人となっています。減少割合をみると、総人口では約3,500人（総人口の約３％）の減少であったのに対し、子どもの人数では375人（約10%）の減少となっており、急速な少子高齢化が進んでいることが分かります。

2020年（令和２年）以降の推計人口でも、年々減少していくと推測され、本計画の最終年度である2024年（令和６年）には2,768人と、約700人の減少が推測されます。

＜年齢３区分別人口数の推移＞

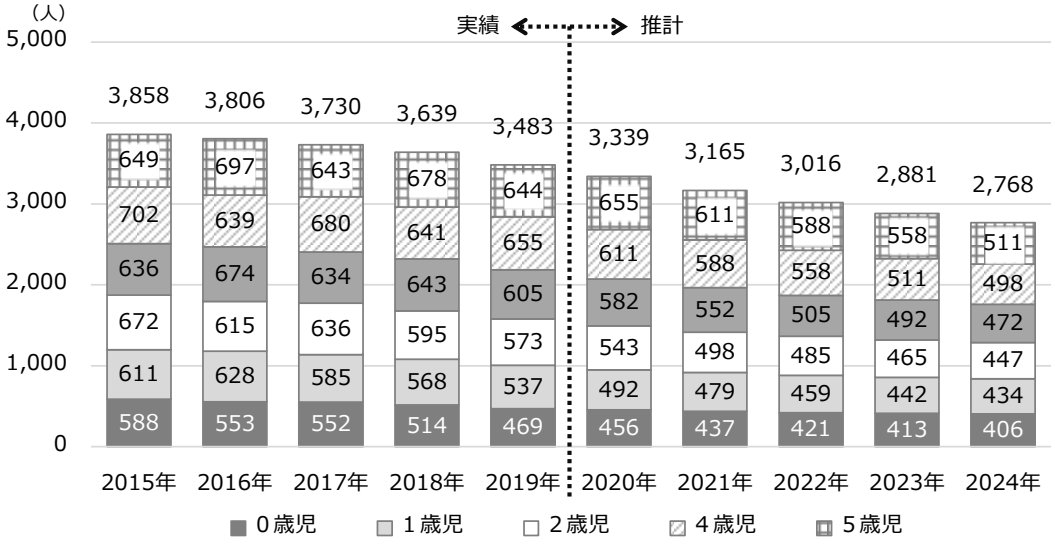


資料（実績）：住民基本台帳（各年３月 31 日現在）

（推計）：コーホート変化率法

〔２〕世帯構成の状況

● 世帯構成の推移 ●

世帯構成の推移をみると、核家族世帯の占める割合が最も高く、近年では６割程度で横ばい傾向となっています。また、単独世帯の占める割合は年々増加しており、1990年（平成２年）の9.5%から、2015年（平成27年）には21.1%と、25年間で２倍以上となっています。

＜世帯構成の推移＞

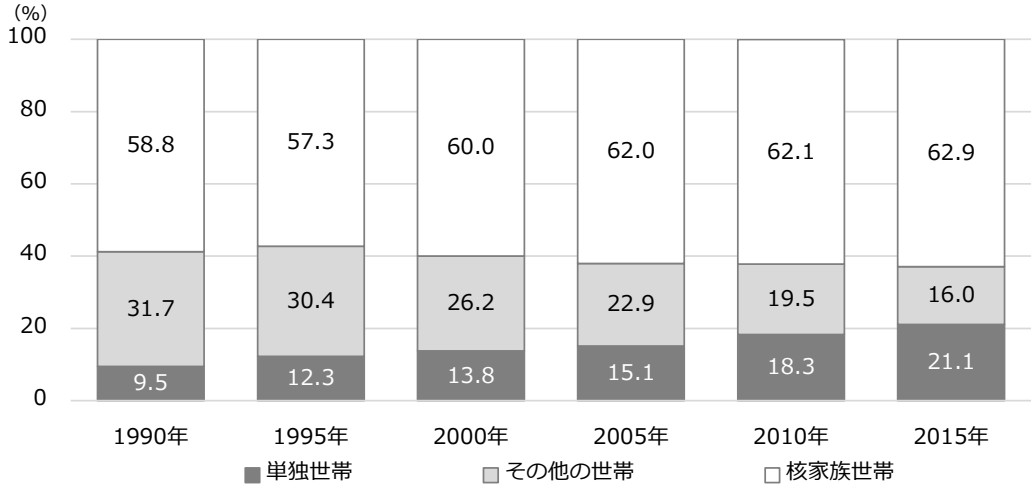


資料（実績）：住民基本台帳（各年３月 31 日現在）

● 核家族世帯の内訳の推移 ●

核家族世帯の内訳をみると、夫婦のみの世帯（子どものいない世帯）の占める割合が増加しています。また、子どものいる世帯でも、女親と子どもからなる世帯と男親と子どもからなる世帯のひとり親世帯が年々増加しています。

＜世帯構成の推移＞

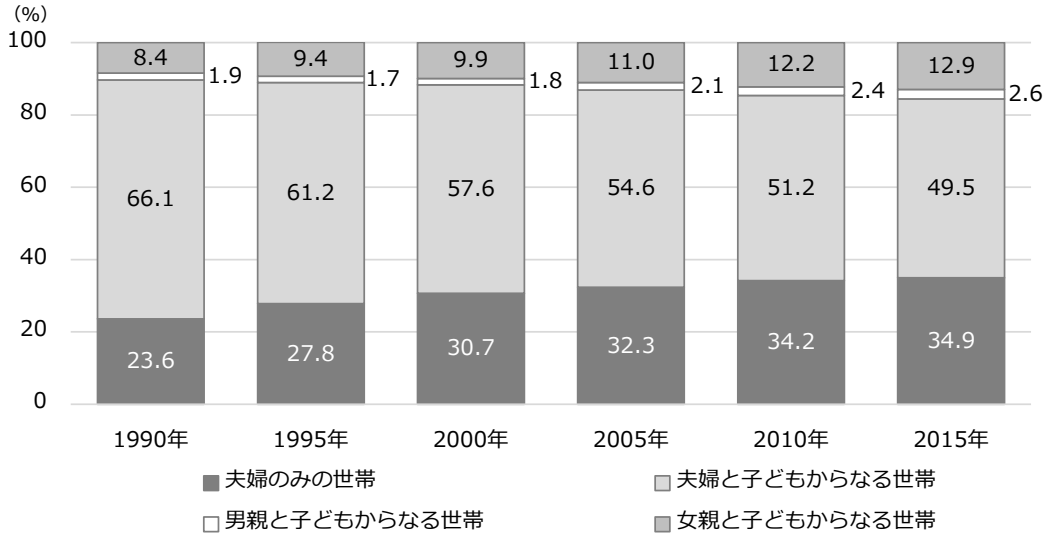


資料（実績）：住民基本台帳（各年３月 31 日現在）

〔３〕就労環境

● 女性の年齢階層別労働力率 ●

女性の年齢別労働力率は、30～39歳の出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。県と比較をすると、20～50歳代の就業率が高くなっています。

また、女性の未婚・既婚別労働力率をみると、既婚に比べて未婚の20～30歳代において、労働力率の差が開いており、特に、25～29歳では約30ポイントの差となっています。

＜女性の年齢階層別労働力率＞

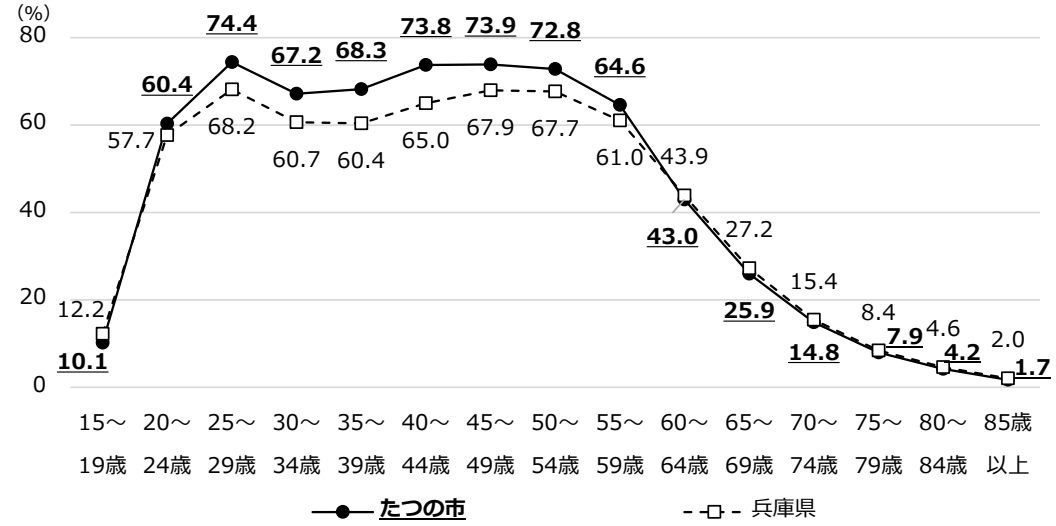


資料：2015 年（平成 27 年）国勢調査

＜女性の未婚・既婚別年齢階層別労働力率＞

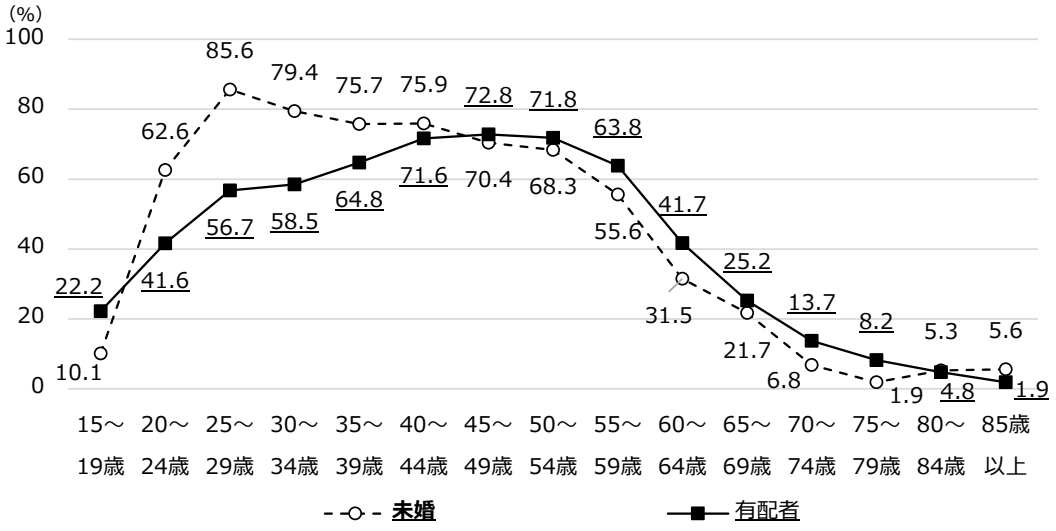


資料：2015 年（平成 27 年）国勢調査

## ●　共働き世帯の状況　●

共働き世帯の状況をみると、子どもの減少に伴い、子どものいる共働き世帯数は減少傾向となっていたものの、2015年（平成27年）には6,062世帯と、やや増加しています。

また、子どものいる世帯のうち、共働き世帯の占める割合は、2000年（平成12年）以降横ばいとなっていたものの、2015年（平成27年）には54.2%と上昇しており、子どものいる世帯の半数以上が共働き世帯となっていることがわかります。

＜共働き世帯の状況＞

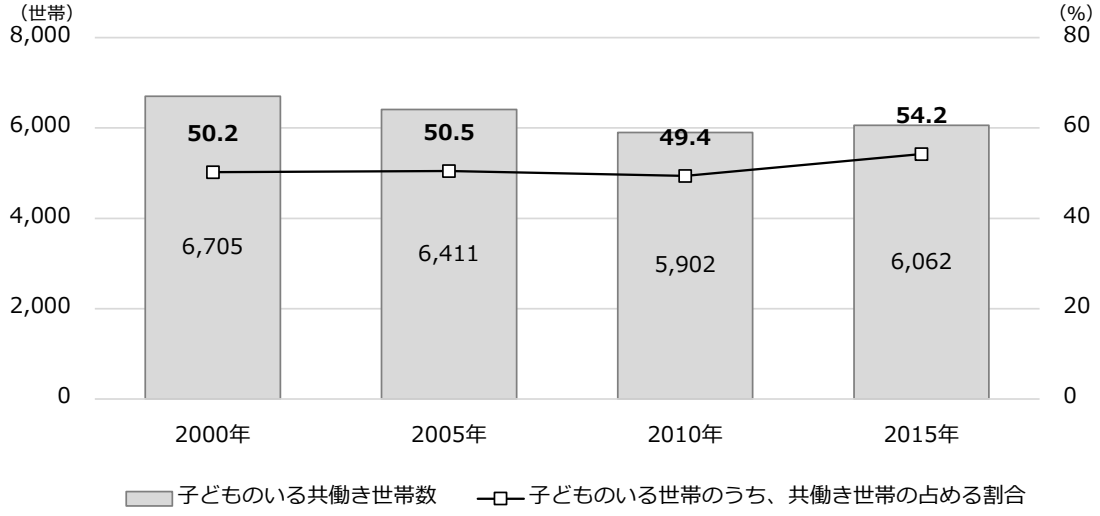


資料：国勢調査

## 2　教育・保育施設における児童数の推移

### ［1］保育所（園）

保育所（園）の児童数は、2015年（平成27年）以降年々減少し、2019年（令和元年）には、12施設に742人となっています。

| | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 施設数　（か所） | 19 | 17 | 15 | 14 | 12 |
| 定員数　　（人） | 1,270 | 1,100 | 960 | 900 | 760 |
| 入所児童数（人） | 1,261 | 1,105 | 945 | 928 | 742 |
| ３歳未満 | 418 | 348 | 327 | 303 | 257 |
| ３歳 | 284 | 275 | 199 | 192 | 150 |
| ４歳以上 | 559 | 482 | 419 | 433 | 335 |
| 入所率　　（%） | 99.3 | 100.5 | 98.4 | 103.1 | 97.6 |

資料：幼児教育課（各年４月１日現在）

### ［2］認定こども園

認定こども園の児童数は、2015年（平成27年）以降年々増加し、定員数に対する入園率も高く推移しています。2019年（令和元年）には、15施設に1,471人となっています。

| | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 施設数　（か所） | 7 | 9 | 11 | 12 | 15 |
| 定員数　　（人） | 665 | 875 | 1,060 | 1,235 | 1,527 |
| 入園児童数（人） | 649 | 936 | 1,116 | 1,195 | 1,471 |
| ３歳未満 | 199 | 253 | 305 | 284 | 338 |
| ３歳 | 146 | 225 | 240 | 297 | 350 |
| ４歳以上 | 304 | 458 | 571 | 614 | 783 |
| 入所率　　（%） | 97.6 | 107.0 | 105.3 | 96.8 | 96.3 |

資料：幼児教育課（各年４月１日現在）

## ［３］幼稚園

幼稚園の児童数は、2015年（平成27年）以降年々減少し、2019年（令和元年）には、9施設に153人となっています。

| | | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 施設数　（か所） | | 16 | 16 | 15 | 13 | 6 |
| 園児数　（人） | | 418 | 360 | 293 | 253 | 153 |
| | ３歳児 | 6 | 2 | 1 | 0 | 0 |
| | ４歳児 | 180 | 144 | 119 | 132 | 63 |
| | ５歳児 | 232 | 214 | 173 | 121 | 90 |

資料：学校教育課「学校基本調査」（各年５月１日現在）

## ［４］小学校

小学校の児童数は、2015年（平成27年）以降年々減少し、少子化の傾向がみられます。2019年（令和元年）は前年より若干増加し、18小学校で4,116人の児童数となっています。

| | | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 学校数　（校） | | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| 学級数　（学級） | | 205 | 201 | 207 | 209 | 209 |
| 児童数　（人） | | 4,356 | 4,214 | 4,177 | 4,108 | 4,116 |
| | １年生 | 732 | 654 | 705 | 654 | 678 |
| | ２年生 | 698 | 734 | 658 | 706 | 648 |
| | ３年生 | 667 | 692 | 732 | 660 | 701 |
| | ４年生 | 717 | 670 | 695 | 731 | 657 |
| | ５年生 | 740 | 721 | 661 | 698 | 732 |
| | ６年生 | 802 | 743 | 726 | 659 | 700 |

資料：学校教育課「学校基本調査」（各年５月１日現在）

## 3　アンケート調査結果からみられる現状

［１］調査の概要

調査対象　　たつの市在住の就学前児童の保護者　1,000人

たつの市在住の小学校１～3年生の保護者　　1,000人

調査期間　　平成31年1月16日～平成31年1月25日

調査方法　　市内の保育所（園）、幼稚園、認定こども園、小学校、子育てつどいの広場等を通じた配布・回収

回収状況

| | 配　布　数 | 有効回答数 | 有効回答率 |
|---|---|---|---|
| 就学前児童または<br>小学生のいる保護者 | 2,000 通 | 1,810 通 | 90.5% |

（アンケート調査結果から抜粋して掲載）

# 第３章　計画の基本的な考え方

## １　基本理念

第１期計画では、子ども・子育て支援法及びそれに規定する基本指針に基づき、父母その他の保護者が子育ての第一義的責任を有するということを基本的認識とし、家庭その他の場において、子育ての意義について理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるとともに、次代を担う子どもたちの最善の利益を保障しながら、地域みんなに支えられ、心身ともに健やかに成長できることを目指してきました。第２期計画においても、この理念を継承していきます。

【計画の基本理念】

**地域で支え合う・生き活き子育てのまち　たつの**

## ２　基本的な視点

子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変わっている現在、地域をあげて社会全体で子ども・子育て支援を行う、新しい支え合いの仕組みの構築が必要となっています。

本計画では、次の３つを基本的な視点として「子ども・子育て支援新制度」における子育て支援施策を通した取組みを行っていきます。

### 〔１〕子どもの育ちの視点

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのため、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員として、さまざまな役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。

また、保護者が自己肯定感（自分のよさを肯定的に認める感情）を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、子どものより良い育ちを実現することが可能となります。そのため、親としての自覚と責任を高めつつ、子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取組みを進めます。

〔２〕親としての育ちの視点

子ども・子育て支援は保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることが、子どものより良い育ちを実現することになります。

そのため、親としての自覚と責任を高め、豊かな愛情あふれる子育てが次世代に継承されるよう、親の主体性とニーズを尊重しつつ子育て力を高めます。

〔３〕地域での支え合いの視点

「すべての子どもと家庭」への支援という視点から、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、お互いに協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域には保育所や幼稚園など、子育ての知識や技術、人材、施設などの福祉・教育資源を有しており、そうした資源を有効に活用しつつ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために、子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりに取り組みます。

〔４〕子育て環境の充実の視点

すべての子どもの健やかな育ちを保障するため、保護者が安心して子育てができるよう、保健サービスや育児相談、子育て支援などを総合的に提供するとともに、学校教育、子どもの成長や家庭の状況などに応じた適切なサービスを切れ目なく提供することが求められています。

すべての家庭において安心して子育てができるよう、関係機関等の連携を強化し、出産前から、乳幼児期、学齢期など、子どもの育ちに応じた保健・福祉や教育など切れ目のないサービス提供を行います。

## 3　基本目標

「地域で支え合う・生き活き子育てのまち　たつの」の実現に向けて、４つの基本目標を設定し、安心して子どもを生み育て、子どもが健やかに育つことができるまちづくりを目指します。

### 〔１〕家庭を基本とした子どもの心身の健やかな成長

○妊娠前から妊娠、出産、産後にわたる切れ目のない支援の充実
○思春期の児童・生徒の保健対策と心の相談支援
○子育てと仕事の両立に向けた各種制度の普及

### 〔２〕すべての子育て家庭を支援する地域づくり

○家庭と仕事の両立が可能となるよう、保護者のニーズに応じた子育て支援サービスの充実
○子育てを地域が支えるという視点のもと、地域での主体的な助け合い・支え合いが生まれるような、子どもを生み育てやすいまちづくりの推進
○子どもの発達や育児に関する相談窓口の確保と子育てに関する情報提供の充実
○障害のある児童やひとり親家庭、経済的困難を抱える家庭に対する支援の充実

### 〔３〕子どもが心豊かに成長できる教育の充実

○子どもの健やかな成長に向けた幼児教育及び学校教育の提供
○社会や地域とのつながりの中で、親としての自信と責任を持ち、子どもを生み育てることに喜びや楽しさを実感できる学習機会等の提供
○「生きる力」が子どもに育まれるよう、家庭・地域・学校が連携・協力した事業の推進

### 〔４〕安心して子育てができる生活環境の整備

○地域住民や関係機関との連携のもと、交通安全対策や防犯対策への取組みなど、地域社会の中で子どもが安心・安全に暮らせるまちづくりの推進
○児童虐待の早期発見・早期対応に向けた職員の資質向上、関係機関との連携強化や相談支援体制の充実

## 4　施策の体系

| 基本理念 | 基本目標 | 施策の方向 | 基本施策 |
|---|---|---|---|
| **地域で支え合う・生き活き子育てのまち　たつの** | **1**<br>家庭を基本とした子どもの心身の健やかな成長 | （1）<br>子どもと親の健康保持及び増進 | ①　子どもと親の健康の保持 |
| | | | ②　「食育」の推進 |
| | | | ③　思春期保健対策の充実 |
| | | | ④　小児医療の充実 |
| | | （2）<br>ワーク・ライフ・バランスの実現 | ①　仕事と子育ての両立の支援 |
| | **2**<br>すべての子育て家庭を支援する地域づくり | （1）<br>子育て支援サービスの充実 | ①　保育サービスの充実 |
| | | | ②　ファミリー･サポート･センターやボランティアを通じた子育て支援 |
| | | | ③　相談・指導体制の充実 |
| | | | ④　情報提供の充実 |
| | | | ⑤　障害のある児童に対する施策の充実 |
| | | （2）<br>子育て家庭への経済的支援の充実 | ①　子育てに関する経済的支援制度の充実 |
| | | | ②　ひとり親家庭への支援の推進 |
| | **3**<br>子どもが心豊かに成長できる教育の充実 | （1）<br>子どもの成長を支える教育の充実 | ①　幼児教育及び学校教育の充実 |
| | | | ②　次代の親の育成 |
| | | （2）<br>家庭や地域の教育力の向上 | ①　家庭教育の充実 |
| | | | ②　子育て家庭の交流を促進する事業の充実 |
| | | | ③　地域における児童の健全育成 |
| | **4**<br>安心して子育てができる生活環境の整備 | （1）<br>子育てを支援する生活環境の整備 | ①　子どもが安心して過ごせる生活環境の整備 |
| | | （2）<br>地域で取り組む子どもの安全の確保 | ①　児童虐待防止対策の充実 |
| | | | ②　交通事故などから子どもの安全を確保するための活動の推進 |
| | | | ③　子どもを犯罪などから守るための活動の推進 |

# 第４章　施策の展開

## 基本目標１　家庭を基本とした子どもの心身の健やかな成長

〔施策の方向１〕子どもと親の健康保持及び増進

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じてすべての母子の健康が保持されるよう、乳幼児健診・相談、妊産婦・新生児訪問、健康教育等の母子保健における健康診査等の充実が必要です。また、家庭環境やライフスタイルの変化に伴い、家族がそろって食事をする機会の減少や、規則正しい食生活の確保が難しくなってきています。保健分野や教育分野を始めとするさまざまな分野が連携して乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、妊娠、出産に伴う母親の健康を確保するため、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした情報提供を進めることも必要です。

さらに、社会環境の変化に伴い、学童期・思春期における心配事や悩み事の内容も多様化してきていることから、心の問題に係る専門家の確保及び地域における相談体制のさらなる充実が必要です。

●　今後の方向性・主な取り組み　●

基本施策１　子どもと親の健康の保持

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期における健康診査や保健指導の充実を図ります。

また、関係機関と連携を図り、妊娠・出産から育児へと切れ目ない総合的・継続的な相談・指導体制を確保し、子どもと親の心身の健康づくりを進めていきます。

| 主な取り組み | 取組みの内容 | 担当課 |
|---|---|---|
| 母親（妊産婦）への支援体制の充実 | 安全・安心に妊娠期が送れるよう、母子健康手帳交付時の保健指導や妊婦の健康診査費助成事業を行うとともに、育児不安を持つ妊産婦には訪問・相談による早期支援を行います。 | 健康課 |
| 乳幼児健診の充実 | あらゆる機会を通して乳幼児健診を周知し、相談指導の充実に努めます。また、民生児童委員の協力により健診未受診児の全把握に努め、育児不安、虐待の早期発見を行います。 | 健康課 |
| 予防接種の推奨 | 子どものさまざまな疾病を予防するため、予防接種を推奨します。 | 健康課 |
| 乳幼児の事故防止に関する啓発 | 乳幼児健診・相談事業等を通して、リーフレット配布等により、事故防止についての意識啓発に努めます。 | 健康課 |

| 主な取り組み | 取組みの内容 | 担当課 |
|---|---|---|
| 総合的な保健医療体制の整備 | 安心して出産ができ、母子ともに健やかに育つことができるよう、近隣市町及び関係医師会、歯科医師会との連携のもとで総合的な保健医療体制の整備を行います。 | 健康課 |
| 不妊に関する支援体制の充実 | 国、県、関係機関などと連携しながら、不妊に関する情報提供を行います。また、特定不妊治療費の助成事業を継続実施します。 | 健康課 |

## 基本施策２　「食育」の推進

保健分野や教育分野をはじめとするさまざまな分野が連携し、妊娠期から乳幼児期、学童期へと、幅広い層に対して食に関する学習の機会や情報を提供し、「食」に関する関心や知識の高揚に努めます。

| 主な取り組み | 取組みの内容 | 担当課 |
|---|---|---|
| ライフステージに応じた望ましい食習慣の確立 | 母子健康手帳発行時や乳幼児健診・相談での個別指導、母子健康教育、食育出前講座などでの食育の実践普及を図ります。 | 健康課 |
| | 子育てつどいの広場において、親子クッキングや野菜の栽培、栄養士による講座等、親子が参加する食育の機会を作ります。 | 児童福祉課 |
| 園・学校における食育の推進 | 授業などを通して子どもたちの食に関する知識や生活習慣病対する意識の向上を図ります。また、行事会・郷土料理を取り入れた給食実施を推進します。 | 幼児教育課<br>学校教育課 |
| 保護者への普及活動 | 給食・保健だより等の発行により、バランスのとれた食事の大切さや食育の学習内容について家庭への啓発を図ります。また、保護者への食の研修講演会を実施します。 | 児童福祉課<br>学校教育課<br>教育総務課 |
| 家庭や地域との連携 | 給食センターの施設見学や親子給食試食会を通して学校給食への理解を深めます。また、地元生産者との連携を図ることにより、学校給食における地産地消を推進します。 | すこやか給食課 |
| 日本型食生活の推進 | 市内幼稚園、小学校、その他イベントでの、かまどごはんや家庭科の出前授業の実施で、ごはんを中心とした日本型食生活を推進する「たつのハートごはん活動」を実施します。 | 健康課 |
| 廃棄の少ない食事づくりの推進 | 各関係団体等において無駄、廃棄少ない食事づくりについての普及啓発を図ります。また、生ごみの水切りや堆肥化活動を推進し、生ごみの減量化を図ります。 | 環境課 |

## 基本施策３　思春期保健対策の充実

思春期の児童・生徒が身に付けるべき正しい知識の普及を図ります。

また、誰もが気軽に相談できるよう、相談場所や相談方法の周知を図るとともに、メールの活用など、相談しやすい体制の整備を進めます。

| 主な取り組み | 取組みの内容 | 担当課 |
|---|---|---|
| 心の相談体制の充実 | こども家庭センターなどの専門機関との連携を強化するとともに、スクールカウンセラーなどを通じて、適切な相談や指導を行える体制を整え、充実させていきます。 | 学校教育課<br>健康課 |
| 性や喫煙、飲酒、薬物に関する教育の充実 | ポスターの掲示やチラシの配布を行い、性や性感染症、人工妊娠中絶、喫煙や飲酒、薬物、過剰なダイエット、心の問題などに対する正しい知識の普及や意識の醸成を行います。 | 学校教育課<br>健康課 |

## 基本施策４　小児医療の充実

小児医療の充実に向けて、関係機関との連携強化を図ります。

また、かかりつけ医をもつことや予防接種の重要性などについて子育て家庭への周知を図り、小児医療の受診機会の確保に努めます。

| 主な取り組み | 取組みの内容 | 担当課 |
|---|---|---|
| 小児救急医療体制の整備 | たつの市・揖保郡医師会と連携しながら西播磨２次小児救急医療体制を整えるとともに、近隣市町との連携による救急医療体制を整えます。 | 健康課 |
| 救急・夜間医療機関に関する情報の提供 | 救急・夜間医療機関や小児医療機関などについての情報を母子健康手帳交付時に提供します。また、乳幼児健診・相談時に認知度の確認と情報提供を行います。 | 健康課 |
| かかりつけ医の普及 | 子どもの発育などの悩みを気軽に相談できる、かかりつけ医を持つよう、乳幼児健診・相談時等に呼びかけます。 | 健康課 |

〔施策の方向２〕ワーク・ライフ・バランスの実現

現在の社会構造においては、子育てと仕事を両立させるための基盤がまだまだ不十分です。ライフスタイルが多様化している中で、子育てと仕事を両立させるためには、夫婦間の理解と協力はもちろんのこと、企業、事業主の理解と協力も必要不可欠です。

出産や子育てを理由に仕事を続けられないことのないよう、情報提供や啓発活動などを通じて、両立できる職場環境づくりを進めるとともに、男女共同参画に関する講演会や各種講座について情報提供を行うなど、市民一人ひとりが対等な立場で活躍でき、仕事と家庭生活が両立できる環境づくりを推進し、ワーク・ライフ・バランスの考え方を広く啓発していく必要があります。

● 今後の方向性・主な取り組み ●

基本施策１　仕事と子育ての両立の支援

仕事と子育てを両立できる職場環境の整備に向け各種制度の普及に努めます。また、男女が共に仕事と子育てを両立しながら暮らすことができる社会の実現に向けた取組みを行います。

| 主な取り組み | 取組みの内容 | 担当課 |
|---|---|---|
| 育児休業取得の啓発 | 育児休暇や出産休暇等制度の普及に努めます。 | 人権推進課 |
| 事業主に対する啓発活動 | 育児休暇制度、就労時間の短縮やフレックスタイムの導入などを事業主に対して呼びかけていきます。 | 人権推進課<br>商工振興課 |
| 再就職への支援 | 出産や子育てなどにより退職して再就職を希望する方に対し、再チャレンジを応援するセミナーの開催や技能取得講座等に関する情報提供に努めます。 | 人権推進課 |
| 家族の育児参加を促す意識啓発 | 家族全員が育児や家事に参加する意識の向上を目指します。健診・相談では問診票に父親・母親両方の育児参加の項目を設けるなど、指導に活かします。 | 健康課<br>人権推進課 |

## 基本目標２　すべての子育て家庭を支援する地域づくり

〔施策の方向１〕子育て支援サービスの充実

仕事と子育ての両立を進めるにあたり、企業、事業主の取り組み以外にも、保育サービスの充実や放課後児童対策などの子育て支援サービスの充実が必要です。

これまでにも、市内ではさまざまな保育サービスを展開していますが、核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や女性の社会進出の進展、価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化してきていることから、今後のニーズを的確に捉えて、一層の充実を図ることが必要です。

特に、親の育児不安の解消等を図るため、幅広い内容に応じた相談指導等を実施するとともに、児童虐待予防の観点を含め、妊娠期からの継続した相談支援を進めることが重要になっています。

●　今後の方向性・主な取り組み　●

### 基本施策１　保育サービスの充実

子どもの生活を第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえ、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮した、多様な個別ニーズに柔軟に対応できる総合的な取り組みを推進します。

| 主な取り組み | 取組みの内容 | 担当課 |
|---|---|---|
| 時間外保育事業の充実 | 11時間の開所時間を超えて保育時間を延長し、多様化しつつある保育ニーズに対応します。 | 幼児教育課 |
| 子育て家庭ショートステイ事業の充実 | 保護者の病気時などに、児童福祉施設などで子どもを預かる子育て家庭ショートステイ事業の充実を図ります。 | 児童福祉課 |
| 一時預かり事業の充実 | 保護者の仕事や病気、出産、冠婚葬祭、リフレッシュなどで昼間一時的に保育できない場合に一時預かりを実施します。 | 幼児教育課 |
| 放課後児童クラブの充実 | 放課後に家庭で子どもだけになってしまう小学生を対象に、遊びと生活の場を提供して健全な育成に努めていきます。 | 社会教育課 |
| 病児・病後児保育の充実 | 保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病気の回復期にある子どもの一時預かりを行う、病児・病後児保育を実施します。 | 児童福祉課 |

## 基本施策２　ファミリー・サポート・センターやボランティアを通じた子育て支援

地域で子育てを支援するファミリー・サポート・センターや各ボランティア団体の活動を支援するとともに、子育て支援に関する事業実施時や広報誌など、さまざまな機会を通じて支援の内容について紹介していきます。

| 主な取り組み | 取組みの内容 | 担当課 |
|---|---|---|
| ファミリー・サポート・センター事業の充実 | 育児の援助を行いたい人と受けたい人の相互援助組織であるファミリー・サポート・センター事業を充実し、地域で子育てをする環境を整えていきます。 | 児童福祉課 |
| 子育てボランティアの育成・支援 | 地域の人材を積極的に活用した子育て支援を目指して、ボランティアの育成・支援に努めます。 | 児童福祉課 |
| 子育てボランティアなどとの連携 | イベント時の一時保育などに関して、社会福祉協議会や子育てボランティア団体と連携し、対応していきます。 | 児童福祉課 |

## 基本施策３　相談・指導体制の充実

こどもの発育・発達、育児不安に対して関係機関と連携して専門的な相談の場を提供することで健やかな発育、発達を促し、育児を安心して行える環境づくりを進めます。また、支援の必要な対象者に対しては、他機関と連携を取りながら適切なサービスにつなげたり、継続的な相談、支援を実施します。

| 主な取り組み | 取組みの内容 | 担当課 |
|---|---|---|
| 地域の相談体制の充実 | 子育てつどいの広場、子育て支援センター、児童館における相談事業を充実します。 | 児童福祉課<br>幼児教育課 |
| 幼稚園・保育所・認定こども園における相談体制の充実 | 幼稚園における未就園児保育や保育所・認定こども園において実施する「すくすく教室」や「おいで保育所・こども園」事業を通じて、保育士による育児相談を充実していきます。 | 幼児教育課 |
| 乳幼児健診・相談での相談体制の充実 | 乳幼児健診・相談事業などを通じて、育児に関する相談の機会を増やしていきます。 | 健康課 |
| さまざまな媒体を活用した相談体制の充実 | 子育てに関する疑問や悩み、不安の相談などについて、子育て応援センターすくすくなどの窓口での対応を充実するとともに、電話やインターネットを通じて相談できる体制を充実します。 | 児童福祉課 |
| 育児支援強化の取り組み | こんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健康教育や相談、訪問指導の中で、関係機関との連携を図り、育児支援の強化に努めます。 | 健康課 |
| 関係機関との連携 | 育児にかかわる専門家が連携し、子ども家庭センターの巡回相談、療育相談や幼児期支援講座等の各事業において、情報交換を行い情報の共有化を図っていきます。 | 児童福祉課<br>健康課<br>学校教育課 |

## 基本施策４　情報提供の充実

支援を必要とする人に、必要な情報がいつでも届くよう、さまざまな媒体を通じた情報提供を行います。

| 主な取り組み | 取組みの内容 | 担当課 |
|---|---|---|
| 子育て情報の充実 | 広報誌や市ホームページなどにおいて、子育て情報を提供します。 | 関係各課 |
| 子育てつどいの広場による情報提供 | 月１回つどいの広場通信を発行し、広場や市の窓口のほか、ホームページに掲載するなど、イベント案内や子育てに関する情報を提供します。 | 児童福祉課 |
| 子育てに関する情報提供 | 幼稚園・保育所・認定こども園において、子育てに関する情報を各家庭に提供します。 | 幼児教育課 |
| 子育て支援ガイドブックの活用 | 子育て支援ガイドブックを母子健康手帳交付時等に配布するほか、子育てつどいの広場等にも設置し、広く周知します。 | 児童福祉課<br>健康課 |

## 基本施策５　障害のある児童に対する施策の充実

障害のある児童・生徒の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携による支援体制の強化とともに、保護者に対する育児相談を推進するなど、家族への支援を行います。

| 主な取り組み | 取組みの内容 | 担当課 |
|---|---|---|
| 健診・相談体制の充実 | 心身に障害のある子どもや発達障害の疑いのある子どもを早期に発見し、専門機関につなげます。また、保護者に適切な支援を行いす。 | 健康課 |
| 療育体制の充実 | 心身に障害のある子どもや発達障害の疑いのある子どもの療育発達について、発達相談、遊びの教室を実施し、専門スタッフによる相談・指導を充実します。また、専門療育機関への紹介を積極的に行います。 | 児童福祉課<br>健康課<br>地域福祉課<br>学校教育課 |
| 障害児福祉サービスの充実 | 障害のある子どもの在宅生活を支援するために、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ、療育事業などの各種在宅福祉サービスの充実を図ります。 | 児童福祉課<br>地域福祉課 |
| 特別支援教育の充実 | 関係機関との連携を深め、総合的、専門的視野から教員の加配など、障害児保育・特別支援教育の充実を図ります。 | 幼児教育課<br>学校教育課 |
| 保育士、教員などの指導力の向上 | 障害児保育や特別支援教育の充実を図るため、保育士や教員の指導力を向上させます。 | 幼児教育課<br>学校教育課 |
| 相談体制や経済的支援の充実 | 家庭児童相談員や保健師などの専門スタッフによる障害のある子ども及び保護者への総合的な相談体制を整えるとともに、引き続き手当の支給も実施します。 | 児童福祉課<br>健康課 |

〔施策の方向２〕子育て家庭への経済的支援の充実

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会の実現に向けて、子育て家庭への支援の充実が求められています。特に、ひとり親家庭は子育てをする上で経済的・社会的に不安定な状態にあり、経済的な援助はもとより、生活環境の向上や精神的な安定も求められています。関係機関と連携した相談指導体制の充実や社会的自立に必要な情報の提供などを進めていく必要があります。

● 今後の方向性・主な取り組み ●

基本施策１　子育てに関する経済的支援制度の充実

各種制度や支援事業の情報提供を行うとともに、経済的支援を行います。また、日常生活の支援や相談など、きめ細やかに対応できる支援体制の充実を図ります。

| 主な取り組み | 取組みの内容 | 担当課 |
|---|---|---|
| 医療費の助成 | 中学３年生までを対象に、医療費の無料化を継続して行います。 | 国保医療年金課 |
| 各種手当の支給 | 児童手当や児童扶養手当などの各種手当を支給していきます。 | 児童福祉課 |
| 就学費用の助成 | 生活困窮による就学困難児童・生徒のいる家庭に学用品費や修学旅行費などの助成を行っていきます。 | 学校教育課 |
| 出生祝金支給事業の実施 | 出生祝金を支給し、子育て支援の充実を図ります。 | 児童福祉課 |
| 経済的支援に関する制度の周知 | 医療費の無料化をはじめ、児童手当や児童扶養手当などの制度について、対象家庭に周知するよう努めます。 | 児童福祉課<br>国保医療年金課 |
| 不用品交換事業の実施 | 市役所にある掲示板や広報誌を通じて、市民の間で不用となった子ども用品やマタニティ用品などの交換を推進し、育児にかける経済的負担の軽減に努めます。 | 環境課 |
| 未熟児養育医療費の助成 | 養育が必要な未熟児に対して、医療費、入院時食事療養費の助成を行っていきます。 | 健康課 |

## 基本施策２　ひとり親家庭への支援の推進

関係機関との連携し、ひとり親家庭等に対する相談指導体制の充実や社会的自立に必要な情報の提供など、支援体制の強化を行います。

| 主な取り組み | 取組みの内容 | 担当課 |
|---|---|---|
| 医療への助成 | ひとり親家庭や養育家庭における医療費の助成を継続して行います。 | 国保医療年金課 |
| ひとり親家庭などへ手当の支給 | 児童扶養手当などの手当を継続して支給します。 | 児童福祉課 |
| 相談体制の充実 | 母子・父子自立支援員や家庭児童相談員などの専門スタッフによる相談体制を整えます。 | 児童福祉課 |
| 就労支援の充実 | 母子家庭の母・父子家庭の父の就労に際し、有利な資格取得を促進するための支援を行います。 | 児童福祉課 |
| 資金の貸付 | 修学資金や就学支度金などの資金の貸付を行います。 | 児童福祉課 |

## 基本目標３　子どもが心豊かに成長できる教育の充実

〔施策の方向１〕子どもの成長を支える教育の充実

次代の担い手である子どもたちが個性豊かに生きる力を育むことができるよう、学校・家庭・地域が連携した教育環境等の整備に努めることが必要です。

さらに、未来を担う子どもたちが、将来家庭を築き、子どもを生み育てたいと思ったときに、その希望を実現することができる社会を目指し、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取り組みを推進することが必要です。

● 今後の方向性・主な取り組み ●

### 基本施策１　幼児教育及び学校教育の充実

引き続き学校施設・設備の充実を図るとともに、児童・生徒一人ひとりに応じた、きめ細やかな教育を実施します。

| 主な取り組み | 取組みの内容 | 担当課 |
|---|---|---|
| 地域資源をいかした教育の充実 | 園児の状況に応じて適切な教育課程を編集するとともに、地域の自然や文化などを積極的にいかし、体験学習などによる教育を推進していきます。 | 幼児教育課 |
| 保育士、教員の資質向上を図る研修 | 子どもを取り巻く社会環境の変化に対応した保育や幼児教育を推進するために、保育士や教員の資質の向上に努めていきます。 | 幼児教育課 |
| 「生きる力」を育む学校づくりの推進 | 心の教育を充実させ、自ら学ぶ意欲や社会変化に対応し、たくましく生きる力の育成に努めます。 | 学校教育課 |
| 教育内容の充実 | 国際理解教育や情報教育、健康教育、情操教育などのさまざまな要素の教育を取り入れるとともに、教科の枠を超えた総合的な学習の時間を取り入れ、教育内容の充実を図ります。 | 学校教育課 |
| 郷土学習の充実 | 郷土の文化、生活に親しみ、愛着を持つために、郷土学習の充実を図ります。 | 学校教育課 |
| 自然や人々にふれあう体験学習の充実 | 自然学校を通じて自然にふれあう機会や、トライやる・ウィーク事業を通じて仕事や地域の人々とふれあう機会などを充実します。 | 学校教育課 |
| 生命と心を大切にする教育の充実 | いじめや差別をなくすための啓発を行い、生命の大切さや思いやりの心などを育てます。また、高齢者や障害のある方への理解を深め、社会活動へ参加する意欲や態度を育てます。 | 学校教育課 |

| 主な取り組み | 取組みの内容 | 担当課 |
|---|---|---|
| いじめなどへの相談体制の充実 | 学校や家庭、地域との連携を図り、いじめ、不登校などの悩みの早期発見・早期解決のため教育相談専門員及び適応教室指導員を中心とした相談体制を充実します。 | 児童福祉課<br>学校教育課 |
| 地域に開かれた学校づくり | 学校評議員会制度や「オープンスクール」などを通じて、地域の人々の意見を取り入れ、地域に開かれた学校づくりに取り組みます。 | 学校教育課 |
| 施設の整備 | 子どもの安全を守るために、学校施設の整備を適切に行っていきます。 | 教育環境整備課 |
| 体験活動の充実 | こどもサイエンスひろばを通じた実験などの体験活動や、たつの市新宮青少年センターを利用し、自然体験活動を通じて青少年の健全育成等を図ります。 | 社会教育課<br>体育振興課 |
| 童謡の里づくり事業の推進 | 赤とんぼ文化ホールを拠点とした日本童謡まつり諸事業を引き続き開催し、童謡文化の振興と児童の健全育成に努めます。 | 社会教育課 |
| 図書館活動の充実 | 乳幼児健診時の絵本配布や「おはなしのじかん」を通じて、乳幼児期から読書活動の啓発と図書館の利用促進に努めます。<br>また、地域や保育所、幼稚園、認定こども園、小学校へ出向く移動図書館を実施し、読書への関心を深めていきます。 | 社会教育課 |

## 基本施策２　次代の親の育成

子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるよう乳幼児とふれあう機会を広げるための取り組みを推進します。

| 主な取り組み | 取組みの内容 | 担当課 |
|---|---|---|
| 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校との交流 | 他の保育所や幼稚園、認定こども園、小学校と交流する機会をつくります。 | 幼児教育課<br>学校教育課 |
| 小学生や中学生を対象とした乳幼児ふれあい体験 | 小学生・中学生などを対象に乳児とふれあう機会設け、乳児の成長を追うことで自分自身の成長と発達について学ぶ機会を提供します。 | 学校教育課 |
| 男女共同参画教育の推進 | 道徳や総合的な学習の時間、また講演会などを通じて、男女共同参画について学ぶ機会を充実します。 | 学校教育課 |
| 結婚や家庭について学ぶ機会の充実 | 道徳や総合的な学習の時間などを活用して、結婚や家庭の大切さ、自分の将来について考える機会を設けます。 | 学校教育課 |
| 親になるための自覚を促す取組み | これから子どもが欲しいと思っている人や、小さな子どもがいる人に対し、命の尊さや人を思いやる気持ちの大切さを学び、親になることへの自覚を促すための事業を展開します。 | 児童福祉課 |

〔施策の方向２〕家庭や地域の教育力の向上

子ども達の健全育成を進めるためには、家庭はもちろんのこと、地域の力も大変重要です。

家庭では、核家族化が進み、親になりきれていない親が増えるなど、家庭教育を進めるにあたり親の教育が不可欠になっています。

また、地域において、大人が子どもたちと関わりを持ち、持てる力を発揮できるよう、さまざまな団体が組織されています。今後も、地域行事などを通じて世代を超えた交流や地域とのつながりを強化していくことが求められます。

さらに、情報化の進展により、インターネットやメール、携帯電話などで、容易に有害な情報を得られる社会となり、これまで以上に子どもを取り巻く有害な環境が形成されつつあります。少年犯罪や不審者等の有害環境から子どもたちを守るためにも、見守り・声掛け運動を広めるなど、地域全体で子どもたちを育てる意識づくりや体制づくりが必要です。

● 今後の方向性・主な取り組み ●

基本施策１　家庭教育の充実

地域のつながりの中で、親子の育ちを応援するとともに、子どもの基本的な生活習慣づくりの普及啓発を推進していきます。

| 主な取り組み | 取組みの内容 | 担当課 |
|---|---|---|
| 母子保健事業を通じた交流の促進 | 子育ての悩みや不安を解消するため、乳幼児健診・相談等の機会を利用して交流を図っていきます。 | 健康課 |
| 子育てつどいの広場事業等の充実 | 子育て中の保護者が気軽に集い、交流を図るとともに、育児相談などを行える子育てつどいの広場等において、親子活動や各種講座を実施します。 | 児童福祉課 |
| 幼児教育に関する情報提供の充実 | 園通信等を通じて、幼児教育の意義や家庭教育の重要性について情報提供していきます。 | 幼児教育課 |
| 活動内容の周知 | 家庭教育における活動内容を様々な機会を通じて周知します。 | 社会教育課 |
| 生涯学習の充実 | 文化、芸術など公民館教室の講座数を増やし、学習の幅を広げるとともに、親子で参加できる教室を増やすなど生涯学習の充実に努めます。 | 社会教育課 |

## 基本施策２　子育て家庭の交流を促進する事業の充実

子どもたちの生きる力を地域全体で育んでいくため、家庭と地域のかかわりができるような地域交流の場や機会を提供するとともに、子育て支援者のネットワークを形成し、地域教育力の向上に努めます。

| 主な取り組み | 取組みの内容 | 担当課 |
|---|---|---|
| 世代間交流の充実 | 保育所や幼稚園、認定こども園、小学校の行事に高齢者を含めた地域の方々を招くなど、世代間交流の機会を作ります。 | 幼児教育課 |
| 地域に開かれた園づくり | 地域の人材を活用するなど、地域に開かれた園づくりに努めていきます。 | 幼児教育課 |
| オープンスクールの充実 | ＰＴＡや地域ボランティアなどの参加を促進し、学校に関する情報を家庭や地域に提供できるように活動の充実を図ります。 | 学校教育課 |
| 学校施設の開放 | 学校設備を児童や生徒と、市民の活動のために開放します。 | 学校教育課 |
| 地域における交流活動 | いかだ下り大会、凧揚げ祭り、かるたとり大会など、地域交流の促進や世代を超えた参加型イベントを開催し、地域の人と人が交流できる機会を充実します。 | 社会教育課 |
| 子ども会活動の促進 | 子どもの自主性を養うために、オセロ大会、球技大会などを通じて、子ども会活動を促進します。また、各単位子ども会の活動を支援します。 | 社会教育課 |
| スポーツ活動の充実 | 「スポーツクラブ21」などを通じて、各種スポーツや競技会を充実させ、誰もが参加できるコミュニティスポーツを活性化するとともに、人々が交流できる機会を充実していきます。 | 体育振興課 |
| 地域活動を支える場の充実 | 地域活動の充実を図るために、スポーツ施設や生涯学習施設などの機能の拡充に努めていきます。 | 社会教育課<br>体育振興課 |
| 児童館活動の充実 | 児童館活動において、児童に健全な遊びを与え、健康の保持・増進と豊かな情操を育むとともに、子どもの居場所づくりに努めます。 | 児童福祉課 |
| 子育て支援ネットワークの構築 | 子育てに関する関係機関や団体などが情報を共有し、効果的なサービスを提供できるように連携し、ネットワーク化を図っていきます。 | 児童福祉課 |
| 活動内容の周知 | 各子育て支援事業や子育てサークルなどの活動内容について周知していきます。 | 児童福祉課 |
| 環境学習の推進 | 子どもたちが地域で主体的に環境学習に取り組むこどもエコクラブ活動を通じて、将来にわたる環境保全への意識を高めます。 | 環境課 |

## 基本施策３　地域における児童の健全育成

少年犯罪や不審者等の有害環境から子どもたちを守るため、見守り・声掛け運動を広め、地域全体で子どもたちを育てる意識づくり、体制づくりを充実します。

| 主な取り組み | 取組みの内容 | 担当課 |
|---|---|---|
| 子どもの健全育成に関する意識啓発の充実 | 各小中学校区の青少年健全育成協議会での育成事業を通じて、地域ぐるみで青少年の健全育成に努めます。 | 社会教育課 |
| 街頭での補導、パトロール活動の充実 | 地域で子どもが犯罪などの被害にあわないよう、中学校区、小学校区毎の青少年健全育成協議会での巡回パトロールや揖龍少年育成センターなどの関係機関と連携を図り、青少年の健全育成に努めます。 | 社会教育課 |
| 有害環境対策の充実 | ＰＴＡ、青少年健全育成協議会等と協力して啓発チラシ等を作成するとともに、揖龍少年育成センターなどの関係機関と連携して青少年を取り巻く環境の浄化に努めます。 | 社会教育課 |
| 青少年リーダーの発掘・養成 | 青少年と連携した活動を展開するとともに、青少年を育成するリーダーの発掘と養成に努めます。 | 社会教育課 |
| 民生委員児童委員活動の充実 | 子どもと子育て家庭の立場に立った活動を具体化することを目指すとともに、地域の実態調査、課題の抽出、実践、評価といった組織的、計画的な活動の展開を図ります。 | 児童福祉課<br>地域福祉課 |

## 基本目標４　安心して子育てができる生活環境の整備

〔施策の方向１〕子育てを支援する生活環境の整備

少子高齢化や核家族化の進行等の社会環境の変化に加え、住環境の安全・安心への関心が高まってきています。ゆとりあふれる生活環境で子育てを行い、子どもが心身ともにのびのびと成長していくためには、豊かな自然環境を保全し、子どもの育ちにやさしい都市環境であることが必要です。

既存の道路や施設についてはバリアフリー化を進め、今度新たに整備するものについては、授乳設備などの子育て支援施設の整備まで視野に入れ、安全で安心して外出できるまちづくりを展開することが必要です。

また、子育てを担う若い世代を中心に、住民に身近な地方公共団体として、持家又は借家を含め、住宅の確保及びに資する情報提供や宅地の供給を進めることが必要です。

●　今後の方向性・主な取り組み　●

### 基本施策１　子どもが安心して過ごせる生活環境の整備

公園や道路、施設の整備を進める際には、誰もが安全で安心して生活できる環境づくりに努めます。

| 主な取り組み | 取組みの内容 | 担当課 |
|---|---|---|
| バリアフリー化に向けた取組み | 公共施設のスロープの設置、段差の解消、エレベーターの設置などのバリアフリー化に努めます。 | 関係各課 |
| 子育て支援設備の整備 | 公共施設に、オムツ替えスペースや親子で入れるトイレを設置するとともに、ベビールームやベビーシートなどの子育て支援設備の整備に努めます。 | 関係各課 |
| 公園の整備美化などの環境整備 | 子どもたちや親子の身近な遊び場として、公園の設備・維持管理に努めます。また、公園の遊具の点検や公園の安全性の確保や美化に努め、子どもたちが安全に遊べる環境を整えます。 | 都市計画課 |
| 自然とふれあえる遊び場の整備 | 子どもたちが、自然とふれあうことができる遊び場の整備に努め、自然の大切さを学べる環境を整えていきます。 | 農林水産課 |
| 遊具の設置助成 | 遊具の設置についての補助を行い、子どもの遊び場の整備を行います。 | 児童福祉課 |
| 歩道の整備 | 安全な通行の確保を考慮し、道路への歩道の設置や整備を事業計画に基づき行います。 | 建設課 |
| 交通安全施設の整備 | 歩行者の安全を守るためにガードレールなどの整備を進めるとともに、カーブミラーや道路標識などを点検・整備し、交通安全に努めていきます。 | 建設課 |

| | | |
|---|---|---|
| ゆとりのある住宅の確保 | 公営住宅の供給については、適切な管理運営を行い、住戸の確保に努めていきます。 | 都市計画課 |

〔施策の方向２〕地域で取り組む子どもの安全の確保

核家族化や少子化の進展で、子育て中に孤立し、不安や悩み、ストレスなどから児童虐待を行ってしまう保護者が増加しています。体罰や暴力は子どもの心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるものであり、子どもに対する重大な権利侵害となります。児童虐待の早期発見、早期対応に向けて関係機関が連携を深め、個々のケースについて適切できめ細かな対応を図っていく必要があります。

また、子どもを犯罪被害や交通事故から守るために、地域に密着した防犯体制の強化や交通事故防止対策を家庭・学校・地域・関係民間団体等の連携のもと一層強力に推進することが必要です。

● 今後の方向性・主な取り組み ●

基本施策１　児童虐待防止対策の充実

児童虐待防止のためのネットワークの強化を図り、児童虐待の早期発見・早期対応に取り組んでいきます。また、継続的な支援が必要な家庭の把握と虐待発生の未然防止に努めます。

| 主な取り組み | 取組みの内容 | 担当課 |
|---|---|---|
| 虐待防止ネットワークの強化 | 要保護児童対策地域協議会において組織する関係機関などの連絡体制を強化し、虐待防止ネットワークの強化に努めます。 | 児童福祉課 |
| 虐待に対する相談体制の充実 | 家庭児童相談員による、訪問、相談体制を強化し、児童虐待に対応できるように努めます。 | 児童福祉課 |
| 保険事業を通じた虐待防止の強化 | 乳幼児健診や相談事業を通じて、児童虐待の未然防止や早期対応に努めます。 | 児童福祉課<br>健康課 |
| 学校における指導体制の強化 | 学校において、教員による日常の児童・生徒観察を大切にして、児童虐待の早期発見に努めます。 | 学校教育課 |
| 児童虐待に対する意識啓発 | 児童虐待を身近な問題として捉え、地域全体が協力して虐待防止体制を整えるために、さまざまな機会を通じて意識啓発を行います。 | 児童福祉課 |

## 基本施策２　交通事故などから子どもの安全を確保するための活動の推進

交通安全関係団体と連携して講習会等を実施するなど、交通マナーの向上と交通事故防止、交通安全意識の高揚を図ります。

| 主な取り組み | 取組みの内容 | 担当課 |
|---|---|---|
| 交通安全教育の強化 | 学校や公共施設で交通安全教育を行っていきます。 | 危機管理課<br>学校教育課 |
| 大人への交通マナーの啓発推進 | 子どもの手本となる大人のマナー向上を図るため、交通立番の実施や市広報誌等を活用した啓発活動に努めます。 | 危機管理課 |
| 防災に関する知識の向上 | 心肺蘇生法などの応急処置の習得や、防災訓練などを通じて、災害時に適切に対応できるように、知識の向上を図っていきます。 | 学校教育課 |

## 基本施策３　子どもを犯罪などから守るための活動の推進

子どもたちが犯罪に巻き込まれることのないよう、家庭、学校、地域、関係機関が連携した防犯活動を推進するとともに、防犯意識の高揚に努めます。また、定期的な自主防犯パトロールを実施し、犯罪の未然防止に努めます。

| 主な取り組み | 取組みの内容 | 担当課 |
|---|---|---|
| メディアリテラシー教育などの充実 | インターネットからの有害性のある情報に関して啓発を行い、児童・生徒がインターネットからの情報を主体的に分別できる能力を養います。 | 学校教育課 |
| 学校・家庭・地域の連携による安全管理の充実 | 各学校で作成している危機管理マニュアルに基づき、学校での防犯体制を強化するとともに、防犯設備の充実、登下校時の見回りなど、地域との連携をとって安全管理の充実を図ります。 | 幼児教育課<br>学校教育課 |
| 地域ボランティア活動の充実 | 地域ボランティアを募ることにより、継続的な活動と充実を図り、不審者、変質者などの抑止に努めます。 | 学校教育課 |
| 犯罪に対する連絡体制の充実 | 揖龍少年育成センターを中心に青少年健全育成協議会、警察、行政などの連携をさらに深め、子どもが関係する事件、事故、不審者等の情報を共有できる体制を充実します。 | 社会教育課 |
| 地域における防犯体制の充実 | 地域における連携と活動を充実させ、地域の防犯体制を確立します。地域における防犯活動のリーダー役となる「地域安全まちづくり推進員」の確保に努めます。 | 危機管理課 |
| 自主防犯意識を高める取組み | 市の広報誌や、警察署からの出前講座、たつの防災防犯ネットなどを通じて防犯意識の高揚に努めます。 | 危機管理課 |
| 被害にあった子どもへの支援体制 | 被害にあった子どもに対して、カウンセリングなどを行い、ケア体制を整えます。 | 学校教育課 |

# 第５章　子ども・子育て支援事業の推進　　（資料２）

## １　教育・保育提供区域の設定

## ２　「量の見込み」と「確保方策」を検討する項目

## ３　教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の整備

〔１〕量の見込み設定についての考え方

〔２〕教育・保育の量の見込み及び確保方策

〔３〕地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

# 第６章　計画の推進に向けて

## １　計画の進捗管理

計画の推進にあたっては、毎年度、関係機関・団体と連携を図りながら、計画の基本目標の達成に向けて進行状況の把握、点検を行い、子ども・子育て会議において評価を実施します。

子ども・子育て会議での審議により、必要に応じ本計画の施策の見直し・改善を図ります。

## ２　計画推進に向けた関係機関の役割

子ども・子育てに関わる施策は、児童福祉分野だけでなく、保健、医療、教育、就労等、さまざまな分野にわたるため、関係部局と連携を図りながら本計画を推進します。

また、保育所、幼稚園、認定こども園等の教育・保育事業を運営する事業者をはじめ、学校やＰＴＡ、社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等の関係団体・機関、また自治会などの地域組織と、適切な役割分担のもと連携を強化し、地域ぐるみで子育ち・子育て支援の推進を図ります。

さらに、子育て支援施策は、児童手当等、国や県の制度に基づくものも多いことから、国・県と連携し、各種施策の充実や要望を行っていきます。

# 資料編